

H S B C 中東株式厳選ファンド

追加型投信／海外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は右記の委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、右記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

SOMPOアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第351号

設立年月日：1986年2月25日

資本金：1,550百万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：2,411,225百万円
(2025年12月末現在)

■照会先

ホームページ：<https://www.sompo-am.co.jp/>

電話番号：0120-69-5432

(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者

三菱UFJ信託銀行株式会社

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海外	株式

属性区分			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
資産複合 (スワップ取引(株式)、 債券(一般))	年1回	中東	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページをご参照ください。
(<https://www.imaj.or.jp/>)

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「H S B C 中東株式厳選ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年3月16日に関東財務局長に提出し、2026年4月1日にその効力が発生しております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ご投資家のみなさまへ

中東諸国はアジア、ヨーロッパ、アフリカを結ぶ
地理的要衝に位置し、古来より世界の商業・
貿易の結節点として繁栄を築いてきました。

その中東では「脱石油」を国家戦略として掲げ、
未来に向けた大きな変革期を迎えています。

当ファンドは、この歴史的な転換期にあり、新た
な成長が期待される中東諸国の株式に投資
することで、お客様の資産形成に貢献すること
を目指します。

SOMPOアセットマネジメント



ファンドの目的・特色

● ファンドの目的

信託財産の成長を目指します。

● ファンドの特色

1

中東諸国の上場株式を対象とするH S B Cパン・アラブ・マルチファクター指数(配当込み、米ドルベース)に円換算ベースで概ね連動する投資成果を享受し、信託財産の成長を目指します。

- 当ファンドは、H S B Cパン・アラブ・マルチファクター指数(配当込み、米ドルベース)(以下「参照指数」といいます。)のリターン(損益)を享受する担保付スワップ取引を行います。なお、担保付スワップ取引とは別に、主にわが国の短期国債に投資を行います。

・参照指数は、投資対象である中東各国(UAE、サウジアラビア、カタール、クウェート、オマーン、バーレーン)の上場株式(現地通貨建て)を米ドルに換算して算出されます。なお、投資対象国の多くは、自国通貨を米ドルに連動させる「米ドルペッグ制」を採用しています*。

*クウェートについては、「米ドルペッグ制」ではなく、自国通貨を複数の通貨バスケットに連動させる「バスケットペッグ制」を採用しています(2025年12月末現在)。

担保付スワップ取引とは

実際に対象資産を保有していなくとも、相手方(主に金融機関)に対して金利等を支払う代わりに、対象資産のリターンを受け取るスワップ契約を締結することで、実質的に投資を行っているのと同等の投資効果を享受できる取引のことです。

- 担保付スワップ取引の相手方は、原則として香港上海銀行とします。
- 原則として、ファンドの純資産総額に対する担保付スワップ取引の想定元本の比率を高位に保ちます。

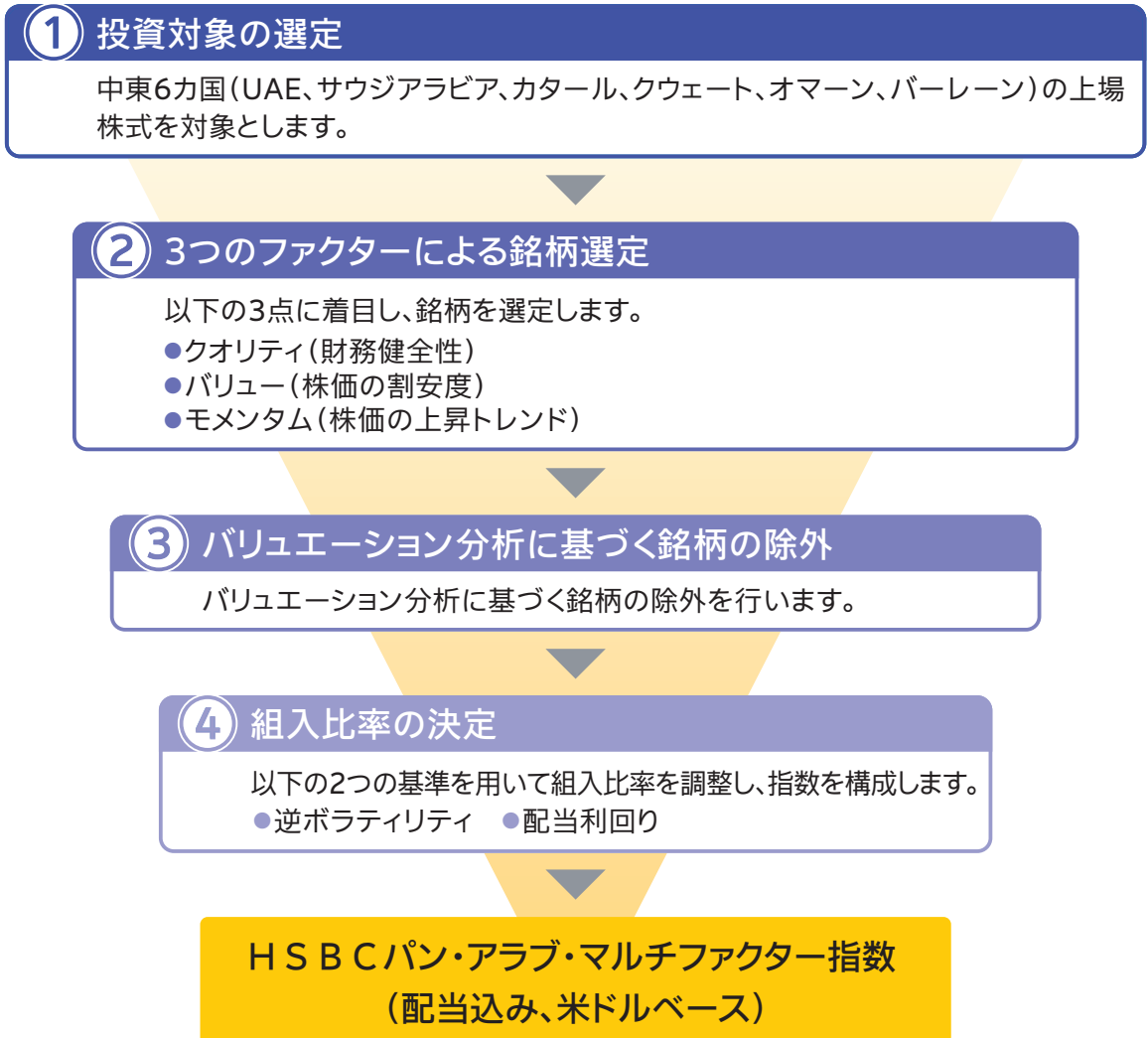
2

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 当ファンドは、米ドルベースの参照指数を円換算して収益を受け取る、円建てのスワップ取引を活用します。この仕組みにより、実質的に米ドル建ての資産に投資するのと同様の効果が生じるため、為替ヘッジを行わない当ファンドは、主に米ドルの円に対する為替変動リスクを負うこととなります。

ファンドの目的・特色

<参照指数の構築プロセス>



※上図は、当ファンドが投資成果の目標とする参照指数の構築プロセスを示したものであり、当ファンドが直接、個別銘柄の選定や組入比率の決定を行うものではありません。

※上記は参照指数の構築プロセスについて簡潔にご紹介したものであり、プロセスの全てを網羅するものではありません。

I. 香港上海銀行について

香港上海銀行は、世界57の国と地域でサービスを提供するHSBCグループの持株会社であるHSBC Holdings plcのアジア太平洋における中核子会社です。香港ドルの最大発券銀行でもある本銀行は、香港に本店を置き、銀行商品及び金融サービスを個人顧客・事業法人・金融法人・機関投資家向けに幅広く提供しています。

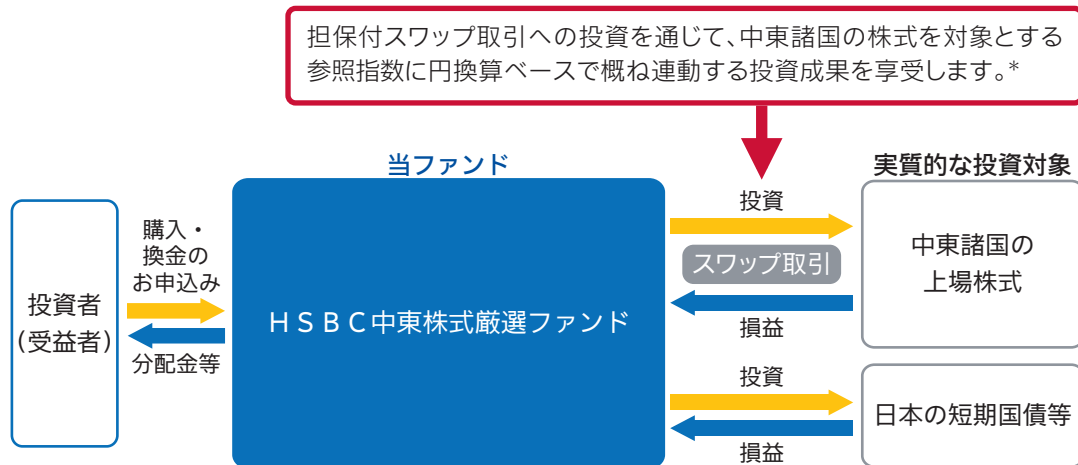
II. HSBCグループについて

HSBCグループは、世界57の国と地域にて展開する世界有数のグローバル金融グループです。個人、法人等のお客様に、個人向け銀行業務、法人・投資銀行部門、証券業務、資産運用、資産管理など幅広い金融商品とサービスを提供しています。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み



*スワップ取引による損益は、参照指数のリターンからスワップ取引に係る費用等を控除したものとなります。

主な投資制限

- 株式への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

分配方針

毎決算時（原則として4月27日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

中長期的な観点から、複利効果による資産の成長を目指すために分配を抑えるファンドです。

投資リスク

● 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属いたします。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※ 基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<input checked="" type="checkbox"/> 価格変動リスク	<p>株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。</p> <p>また、当ファンドは担保付スワップ取引を通じて、実質的に参照指数に連動する投資成果を目指しますが、当該参照指数は現地通貨建ての株価を米ドルに換算して算出されており、現地通貨と米ドルの間の為替レート変動も指数の変動要因となります。投資対象国の多くが採用する「米ドルペッグ制」が将来的に変更・放棄された場合には、参照指数が大きく変動し、結果としてファンドの基準価額が下落する要因となる場合があります。</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 為替変動リスク	<p>外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。</p> <p>為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。</p>
<input checked="" type="checkbox"/> 信用リスク	<p>株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。</p> <p>また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。</p> <p>当ファンドで行う担保付スワップ取引は、取引の相手方の信用リスク等の影響を受けます。当該取引の相手方の倒産や契約不履行等により当初契約通りの取引が実行されない場合には、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。</p>

投資リスク

流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。

この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

当ファンドは担保付スワップ取引を活用します。

市場環境の急変や参照指数の算出がなされない等の理由により、当ファンドが行う担保付スワップ取引が対象株式市場のパフォーマンスと連動することが困難となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

投資リスク

その他の留意点

- クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策等を策定しています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、担当役員が監督し、管理状況およびその有効性等については、定期的に社内委員会に報告されます。

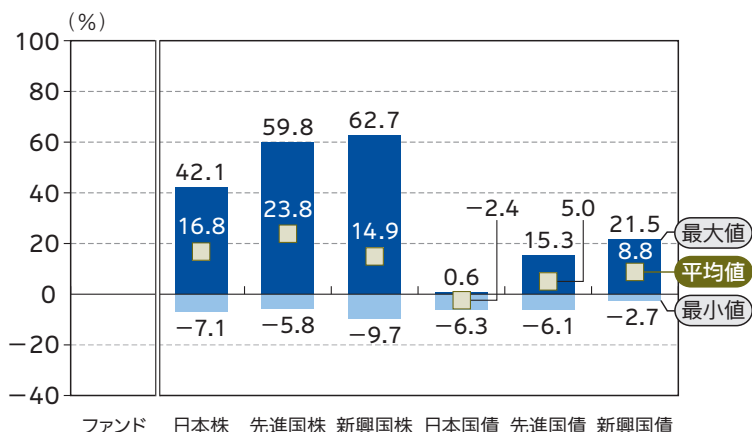
投資リスク

参考情報

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

当ファンドは、2026年4月27日から運用を開始する予定であり、記載すべき該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

ファンド :2026年4月27日から運用を開始する予定であり、記載すべき該当事項はありません。

代表的な資産クラス:2021年1月~2025年12月

●「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が独自に円換算しています。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	J P モルガン G B I - E M グローバル・ディバーシファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、J P モルガン G B I - E M グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

運用実績

当ファンドは、2026年4月27日から運用を開始する予定であり、以下に記載すべき該当事項はありません。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

主要な資産の状況

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

※当ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	
購入の申込期間	当初申込期間 2026年4月1日から2026年4月24日まで 継続申込期間 2026年4月27日から2027年7月26日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間 1口あたり1円 継続申込期間 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。

換金時	
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。 有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。

申込について	
申込不可日	<申込日が下記のいずれかに該当する場合> <ul style="list-style-type: none">● 香港の銀行休業日● ロンドンの銀行休業日● サウジアラビア証券取引所の休業日● ドバイ金融市場の休業日● アブダビ証券取引所の休業日● カタール証券取引所の休業日● クウェート証券取引所の休業日● マスカット証券取引所の休業日 <申込日の翌営業日が下記に該当する場合> <ul style="list-style-type: none">● 香港の銀行休業日 ※ファンドの主な投資対象地域である中東諸国では、イスラム暦に基づく特定の祝祭日(ラマダン明け祭、犠牲祭など)の期間、現地の金融商品市場が長期の連続休業となることがあります。このような場合、ファンドの公正な価値の算出が困難となるため、委託会社の判断により、臨時の休業日としてお申込み・ご換金の受付を行わない場合があります。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 ※受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

手続・手数料等

換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金の申込受付中止及び取消し	以下の事態※が発生したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。 ※購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要取引対象とするスワップ取引の実施および評価額の算出ができない場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な低下もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したとき
決算・分配	
決算日	原則、4月27日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は、2027年4月27日です。
収益分配	毎決算時(年1回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。 販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。 各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
その他	
信託期間	無期限(設定日 2026年4月27日)
繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要取引対象とするスワップ取引契約の相手方からの途中解約の申出、相手方の信用状況の著しい悪化や債務不履行の発生等により当該取引契約を継続できない場合には、繰上償還となります。 ● 次のいずれかの場合には、繰上償還させることがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益権の残存口数が30億口を下回っているとき ・ 繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・ やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	1,000億円
公告	委託会社のホームページ (https://www.sompo-am.co.jp/) に掲載します。
運用報告書	原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税上は株式投資信託として取扱われます。 ● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ● 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 購入価額に**3.3%(税抜3.0%)を上限**として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価になります。
※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

信託財産留保額 換金請求受付日の翌々営業日の基準価額に**0.4%**を乗じた額です。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬) ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.298%(税抜1.18%)**を乗じた額です。運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
委託会社	年率0.35%	ファンドの運用の対価
販売会社	年率0.80%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

その他の費用・手数料 以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。
・ 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用
・ 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
・ 外国における有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用
・ 信託財産に関する租税 等
※上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

その他
・ スワップ取引の管理費用として、円短期金利および実勢に応じた費用(0.73%)がかかります。
※上記は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

●当該手数料等の合計額については、投資者のみなさまがファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合

一定額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2025年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

H S B C 中東株式厳選ファンド(以下「当ファンド」といいます。)は、S O M P O アセットマネジメント株式会社が設定・運用を行います。「香港上海銀行」および「H S B C グループ」(以下「H S B C」といいます。)と S O M P O アセットマネジメント株式会社又はその関係会社との間に資本関係はありません。H S B C は当ファンドの設定、販売または運用ならびに当ファンドへの投資に関して一切の責任を負いません。

